

警察手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

1 制定の理由

- (1) 道路交通法施行令の一部改正により、免許の種類等の特定免許情報の個人番号カードへの記録に際して徴収する特定免許情報記録手数料を追加する等、運転免許等の手数料の標準について所要の見直しが行われたことに伴い、関係規定について所要の整備を行う。
- (2) 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正により、自動車保管場所証明書等の交付等に際して交付される自動車保管場所標章が廃止されることに伴い、関係規定について所要の整備を行う。
- (3) その他所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 免許情報記録個人番号カード（特定免許情報が記録された個人番号カードをいう。）に係る運転免許証交付手数料、特定免許情報記録手数料、運転免許証等更新手数料、経由手数料、講習手数料及び運転経歴情報の記録手数料の金額を定めることとする（別表7の部関係）。
- (2) 道路交通法に関する警察手数料（運転免許等に係るものに限る。）のうち、運転免許試験手数料、検査手数料、再試験手数料、運転免許証交付手数料、運転免許証再交付手数料、運転免許証等更新手数料、経由手数料、運転技能検査手数料、審査手数料、技能検定員審査手数料、教習指導員審査手数料、国外運転免許証交付手数料、講習手数料、通知手数料、運転経歴証明書交付手数料、運転経歴証明書再交付手数料及び認知機能検査員講習手数料の金額を改定することとする（別表7の部関係）。
- (3) 自動車保管場所標章の交付手数料及び自動車保管場所標章の再交付手数料に関する規定を削ることとする（第3条及び別表9の部関係）。
- (4) その他規定の整備を行うこととする（別表7の部関係）。

3 施行期日等

- (1) 施行期日
令和7年3月24日。ただし、2(3)は、同年4月1日
- (2) 経過措置

この条例の施行の際、現に自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第6条第1項の規定に基づく同法第4条第1項ただし書の政令で定める通知を受けている者に係る警察手数料徴収条例別表9の部(3)の款に規定する手数料の徴収については、改正後の同条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 参考資料

警察手数料徴収条例の一部改正の概要（別添）